



市 章

大津市公報

平 成 25 年 7 月 24 日
号 外 (第 54 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

53 平成25年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

平成25年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年 7月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第53号

平成25年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成25年度における職員の給与の特例に関する条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名中「平成25年度」を「平成25年度等」に改める。

第1条中「平成26年3月31日」を「平成26年4月30日」に改め、「(以下「特例期間」という。)」を削り、「その100分の3.8に相当する額を」を「、市長にあってはその100分の30に相当する額を、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあってはその100分の15に相当する額をそれぞれ」に改める。

第2条中「の特例期間」を「(以下「職員」という。)の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間」に、「当該職員」を「職員」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、地域手当の額(期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)、給料の調整額(期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)、教職調整額(期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)並びに期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

第2条の表を次のように改める。

部長及び部長相当職	100分の10.22
次長及び次長相当職	
課長及び課長相当職(給与条例第3条第1項第2号イに掲げる給料表の適用を受ける者を除く。)	
課長及び課長相当職(給与条例第3条第1項第2号イに掲げる給料表の適用を受ける者に限る。)	100分の8.22
課長補佐及び課長補佐相当職	
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	
主幹及び主幹相当職	100分の7.97
係長及び係長相当職	
大津市立幼稚園の保育主任	
主任及び主任相当職	
主事及び技師並びにこれらに相当する職(職務の級が3級に該当する者に限る。)	
主事及び技師並びにこれらに相当する職(職務の級が3級に該当する者を除く。)	100分の4.97
大津市立幼稚園の教諭及び講師	

本則に次の 1 条を加える。

(職員の管理職手当の特例)

第 3 条 給与条例第 18 条第 1 項又は教育公務員給与条例第 11 条第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における管理職手当の額は、給与条例第 18 条第 1 項及び教育公務員給与条例第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 条及び第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る給与の額について適用し、同日前の期間に係る給与の額については、なお従前の例による。